

## 宮前老人福祉センター嘱託職員の新型コロナウイルス感染 及び休館について

本市の指定管理施設である宮前老人福祉センターにおいて、職員が新型コロナウイルスに感染していることが確認されましたので、報告いたします。

### 1 当該職員に関する情報

- (1) 年代 50代
- (2) 性別 女性
- (3) 勤務形態 週3日出勤（火・水・金）の嘱託職員（生活相談員）
- (4) 居住地 市外
- (5) 症状・経過
  - 6月26日（金）出勤。当日は受付業務に従事  
※勤務中は常時マスク着用。食事は個室で単独摂取
  - 6月30日（火）発熱のため休暇
  - 7月1日（水）37.6度。のどの痛みあるため保健所に相談。かかりつけ医への受診を促され、市外の医療機関を受診。PCR検査を実施し、新型コロナウイルス陽性と判明
- (6) 職場における濃厚接触者 最後の出勤以降現在まで、職場での接触者なし。

### 2 対応

- (1) 7月2日（木）、施設を臨時休館し、施設内消毒および詳細調査を実施予定。

以上

担 当	川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 菅野 電話：044-200-2650
--------	---

## 老人福祉センターについて

### 1. 施設概要

#### (1)設置目的・根拠法令等

○老人福祉法第15条第5項及び第20条の7

○昭和52年8月1日社老第48号社会局長通知

○川崎市老人福祉センター条例及び同施行規則

○川崎市老人福祉・地域交流センター条例及び同施行規則

※ 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、高齢者に各種相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としています。

#### (2)設置基準・設置の経過等

○各区に一箇所、市内7か所に設置されています。

○各施設には、大広間、ホール、クラブ室、談話室、和室、浴室、静養室、健康相談室、生活相談室、事務室などを設置していますが、施設により異なっています。

#### (3)業務・事業内容（基本的な業務内容）

○各種講座、各種行事の実施

○機能回復訓練事業の実施

○空室の貸出し

○虚弱な高齢者を対象とした介護予防の実施

○健康相談事業、生活相談事業の実施

○入浴事業

#### (4) 利用対象者、利用時間、職員体制等について

○本市の区域内に住所を有する年齢60歳以上の者及びその付添者、老人のための生活度相談及び健康相談をする者、老人福祉関係者、その他指定管理者が適当と認める者。

○利用時間は午前9時から午後4時まで、休館日は日曜日、祝日（敬老の日を除く）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）。利用料は無料。

○所長、副所長、看護師等、生活相談員、嘱託医などを配置。